平成２８年（フ）第１０４４号
京都市伏見区醍醐中山町39番地の２　市営住宅醍醐中山団地11―504
債務者　小池　　香
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１０６１号
京都市伏見区醍醐中山町39番地２　市営住宅醍醐中山団地20―404
債務者　竹永　　舞
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３６号
京都府南丹市園部町栄町３号35番地１　上野ハイツ２号、前住所兵庫県明石市王子１丁目13番６号
債務者　竹田　千香
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第３７号
京都府亀岡市中矢田町岸ノ上１番地８、前住所京都府亀岡市**蕊**田野町佐伯丁畑ケ40番地１
債務者　高松物産こと高松秀暢こと　金　　賢基
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第３８号
京都府亀岡市中矢田町岸ノ上１番地８、前住所京都府亀岡市**蕊**田野町佐伯丁畑ケ40番地１
債務者　高松見枝子こと　池　　照子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２８年（フ）第３４０号
兵庫県姫路市夢前町山富85番地９
債務者　三原俊明こと　金　　俊明
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３８３号
兵庫県姫路市保城620番地１市営保城住宅１棟106号
債務者　山下ちさと
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４０２号
兵庫県姫路市北条口１丁目31番地209号
債務者　久保　幸美
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４２７号
兵庫県加古川市米田町平津677番地の１２―25号
債務者　荒木　初子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第８６号
山口県周南市大字櫛ヶ浜242番地の３
債務者　中村　直樹
1　決定年月日時　平成28年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第８８号
山口県下松市大字河内643番地47
債務者　西村　俊之
1　決定年月日時　平成28年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２８年（フ）第１５４８号
福岡市城南区別府４丁目13番29―223号
債務者　田中ノブ子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５４９号
福岡市城南区別府４丁目13番29―223号
債務者　高田　涼子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１５５５号
福岡県宗像市日の里１丁目11番地11　レシェンテヴィラ日の里402号
債務者　安部千鶴子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第９８号
福岡県嘉麻市鴨生１番地29
債務者　大塚しのぶ
1　決定年月日時　平成28年11月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第４１５号
熊本市南区島町３丁目７番14号　エバーグランディール205
債務者　本田　純子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第４１６号
熊本市北区清水新地７丁目４番１―224号
債務者　米岡　郁弥
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係